

宮城県知事 村井嘉浩殿
内閣総理大臣 安倍晋三殿

宮城県も、岩手・福島の県政と同じように被災者の支援を……

医療・介護の負担免除を復活するよう求める要望署名

東日本大震災の被災者に継続されてきた国民健康保険と後期高齢者医療の医療費窓口負担、介護の利用料の免除措置が3月31日までで打ち切れ、4月1日から有料化されました。協会けんぽは、昨年10月1日から有料化されています。

大震災から2年が過ぎましたが、被災地の復興はこれからです。長引く避難生活で生活習慣病やメンタルヘルスの悪化、生活不活発病や要介護認定者が増加しています。仮設住宅入居者の有病率は5.2%に達しており、そのうち未治療者が5.8%（597人）もありました。生業再開の遅れによる失業や収入の減少に加えて、身近な医療機関が流失・損壊したために、被災者は高い交通費をかけて遠くの医療機関にかかっているのが実状です。生活再建がならない被災者にとって、医療・介護の負担免除措置はまさに命綱です。

被災3県のうち岩手と福島の県政が免除への支援を継続しているのに、被災者が最も多い宮城県が打ち切ったことは、とても納得できません。そこで、以下の事項について要望いたします。

【宮城県に対する要望事項】

- 1、県の財政負担と責任で、ただちに被災者の医療・介護の免除措置を復活させること。
- 2、国に対して本腰を入れて財政措置を求めること。

【国に対する要望事項】

- 1、医療保険の種類を問わず、国が全額を負担して被災者の医療・介護の自己負担を減免する特例措置を復活させること。
- 2、2012年10月から2013年3月まで、被災者の医療・介護の自己負担を免除するために地方自治体が増した財政を全額補てんすること。

氏 名	住 所

※この署名は、村井嘉浩宮城県知事に提出します。また、政府にも署名の写しを提出して要請します。

<呼びかけ団体> 東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター

〒980-0804 仙台市青葉区大町2丁目5-10-305 電話 022(399)6907 FAX022(399)6925

被災者の医療・介護の負担免除

岩手と福島は、市町村への支援を継続している...

宮城県だけ打ち切り、どうして？

第1の責任は、やはり国にあります。



被災者の医療・介護の負担を免除してきた措置。なぜ宮城県だけ全市町村で4月から打ち切りになったのでしょうか。

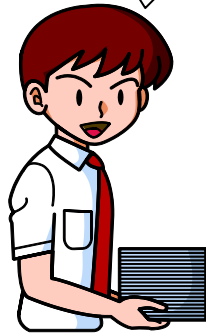
第一は政府の責任です。

民主党・野田内閣が、昨年9月末に全額を国が負担する特例措置を打ち切りしました。このため、協会けんぽに加入している人は、昨年10月から医療が有料になりました。被災者の免除を継続した健保組合、国保組合は、組合負担を余儀なくされました。国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険については、野田内閣は、地方自治体が免除制度を継続したら、国が8割だけを負担するとししました。昨年十二月に登場した自公連立の安倍内閣も、国の負担は8割だけ。残り2割の負担を被災地の自治体に押し付けています。

これでは被災者の多い自治体ほど負担が

重くなります。岩手、福島より被災者が多い宮城県の市町村は、国の特例措置の打ち切りで、免除措置を長期間継続することは困難になったのです。

村井知事の態度が決定的な問題でした。



第二は、村井知事の重大な責任です。岩手と福島は、昨年10月から、免除を継続する市町村の負担の半分（つまり1割）を負担する措置をとり、これを四月以降も継続しています。

ところが宮城では、今年3月まで免除措置が継続されましたが、国保について県は市町村に配分される調整交付金をあて、県の独自財源を使っています。

石巻市の亀山市長のように「岩手、福島のように、県が一割負担してほしい」と要望し、四月以降も免除措置を継続しようとした首長さんがいましたが、村井知事が一円も出さ

ない態度を続け、これが全市町村に免除継続を断念させるとどめになりました。

この四月以降も一年間、宮城県内の被災者の医療・介護の負担免除を継続するとした場合、必要な経費は約五十二億円です。

岩手・福島のように、県と市町村が一割ずつ負担するやり方なら、県の経費はその半分の約二十七億円で済みます。宮城県には、全国の国民や自治体から寄せられている寄付金を貯めている「地域整備推進基金」が残額百三億円もあります。その一部を使うだけで免除の復活は十分可能です。

村井知事は「寄付金は他にも使い道がある」と答弁しましたが、被災者の命を守ることにこそ最優先ではないでしょうか。

財源は十分。署名で村井知事に免除復活を求めましょう！

